

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【公表番号】特表2002-505557(P2002-505557A)

【公表日】平成14年2月19日(2002.2.19)

【出願番号】特願2000-533994(P2000-533994)

【国際特許分類】

H 04 M	3/42	(2006.01)
H 04 M	3/53	(2006.01)
H 04 M	15/00	(2006.01)

【F I】

H 04 M	3/42	Z
H 04 M	3/42	J
H 04 M	3/53	
H 04 M	15/00	Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月21日(2006.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワークにおいてネットワークサービスプラットフォームを経由して呼当事者に提供されるメッセージ送信サービスを提供する方法であって、該呼当事者は該メッセージ送信サービスを該メッセージ送信サービスに関連した番号をダイヤルすることによって呼び出し、該方法は、

a) 該メッセージ送信サービスを呼び出す呼び当事者を識別する信号を、通信ネットワークに接続された前記ネットワークサービスプラットフォームへ通信することであって、該ネットワークサービスプラットフォームは加入者プロフィールを該呼当事者に関連付けるように構成されており、該呼当事者はその後に呼び出される宛先をダイヤルするものと、

b) 該呼当事者に関連した加入者プロフィールと前記サービスプラットフォームを経由して呼び出された宛先番号とに依存して、該呼当事者から前記呼び出された宛先番号への呼に対する呼設定プロセスを開始することと、

c) サービスプラットフォームにおいて、呼設定プロセスの状態を該呼び出された宛先番号に示すネットワークシグナリングを監視することと、

d) ネットワークシグナリングが、呼設定が成功して完成しなかったことを示すとき、ネットワークサービスプラットフォームを経由して且つ該呼当事者に関連した加入者プロフィールに依存して、前記呼当事者に提供されたメッセージ送信サービスを、該呼当事者に自動的に提供することであって、該メッセージ送信サービスは、該呼当事者を該呼び出された宛先番号に直接接続しようとする前に、該呼当事者が前記呼び出された宛先番号に送信されるべきメッセージを生成できるように構成されおり、その結果該呼当事者が該呼び出された宛先番号に対するメッセージを生成し送信するかどうか制御できるもの、とを含む。

【請求項2】

該呼び出された宛先番号に対する呼設定プロセスは、該メッセージ送信サービスが該呼

当事者に対して提供されている間、継続する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

該呼当事者にメッセージ送信サービスへの直接アクセスを提供することと、直接アクセスが該呼当事者によって選択されたときの呼に対しては、段階 (b) ないし (d) を実行しないことを含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

該サービスプラットフォームが、該呼当事者に関連した加入者プロフィールを記憶するインテリジェントプラットフォームと、顧客口座データを有する加入者プロフィールと、ネットワークシグナリングチャネルに接続され、かつネットワークシグナリングチャネルを介して呼設定プロセスを実行する通信スイッチとを含み、ネットワークシグナリングを監視する段階が該通信スイッチによって実行される、請求項 1 に項記載の方法。

【請求項 5】

該呼当事者がメッセージ送信サービスを選択するとき、サービスプラットフォームが、前記サービスプラットフォームから離れているメッセージングプラットフォームへ該呼当事者を接続する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

呼当事者口座識別子が、ネットワークシグナリングチャネルのダイヤルされたディジットフィールド内でサービスプラットフォームからメッセージングプラットフォームへ送信される請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

該呼び出された宛先番号が帯域内信号としてメッセージングプラットフォームへ送信される請求項 5 に記載の方法。

【請求項 8】

呼当事者口座識別子がサービスプラットフォームへ通信されるとき、該プラットフォームは加入者プロフィールの呼当事者口座データからメッセージ送信サービスが該呼当事者に提供されているか否かを判断し、前記サービスが提供されているか否かを示す信号を通信スイッチへ通信する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記信号が、該プラットフォームと通信スイッチとの間のインターフェイスに対して規定されるシグナリングプロトコルの呼当事者カテゴリフィールド内で通信される請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

該呼当事者は、該呼び出された宛先番号が接続に利用可能か否かにかかわらず、該呼び出された宛先番号へのメッセージを生成し送信するかどうか制御する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

呼当事者に提供されるメッセージ送信サービスを提供するサービスプラットフォームであって、該プラットフォームは、

a) 呼当事者を識別する信号を受領するシグナリングインターフェースであって、該呼当事者は該サービスプラットフォームに関連した番号をダイヤルすることによって該サービスプラットフォームを呼び出すものと、

b) 該呼当事者の加入者プロフィールを含む顧客データを使用してプログラムされるデータメモリと、

c) 該呼当事者から呼び出される宛先番号への呼に対する呼設定プロセスの進行を監視する手段であって、該呼当事者はサービスプラットフォームを呼び出すのに続いて、該呼び出された宛先番号をダイヤルすることによって該呼び出された宛先番号を呼び出すものと、

d) 監視のための前記手段と該呼当事者に関連した加入者プロフィールの顧客データに応答し、呼設定が成功して完成しなかったときに該呼当事者提供されるメッセージ送信サービスを該呼当事者に提供するように構成されたメッセージサービス制御手段であって、

該メッセージ送信サービスは、該呼当事者を該呼び出された宛先番号に直接接続しようとする前に、該呼当事者が前記呼び出された宛先番号に送信されるべきメッセージを生成できるように構成されており、その結果該呼当事者が該呼び出された宛先番号に対するメッセージを生成し送信するかどうか制御できるものと、を含む。

【請求項 1 2】

該呼当事者は、該呼び出された宛先番号が接続に利用可能か否かにかかわらず、該呼び出された宛先番号へのメッセージを生成し送信するかどうか制御する請求項 1 1 に記載のサービスプラットフォーム。